

「JAひだ商品券」の払戻しに関するお知らせ

飛騨農業協同組合
代表理事組合長 志田 浩一

飛騨農業協同組合は、令和7年8月31日でご利用を終了いたしました「JAひだ商品券」につきまして、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、次のとおり払戻しを行います。

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

飛騨農業協同組合

2. 払戻しに係る前払式支払手段の種類

「JAひだ商品券」 500円券／1,000円券

3. ご利用終了日

令和7年8月31日（日）まで

4. 払戻しの申出期間

令和7年9月1日（月）～令和7年11月30日（日）

支店窓口の営業時間：午前9時～午後3時（土日祝日は除く）

この期間内に払戻しのお申出がない場合は、当該払戻しの手続から除外されます。

5. 払戻し申出の方法

○商品券を店舗に持参できる場合

お申し出される方は、支店窓口で「商品券払戻し申請書」に必要事項をご記入の上、お手持ちの商品券とともに窓口にご提出ください。

受付後2週間程度で、指定口座へ額面の合計金額をお振込みさせて頂きます。

○商品券を店舗に持参できない場合

下記問合せ先にお電話ください。お客様ご指定の住所に、「商品券払戻し申請書」と返信用封筒を郵送いたします。必要事項をご記入いただき、返信用封筒に商品券を同封のうえ、返信下さい。（返信用の切手代は当組合負担とする）記載内容と商品券を確認し、指定口座へ額面の合計金額をお振込みさせて頂きます。

受付後2週間程度でご指定口座へお振込みいたします。（振込手数料は当組合負担とする。）

払戻しの申出期間最終日の消印まで有効となります。また、明記された個人情報は、本件払戻しに関する事項以降には使用いたしません。

6. 払戻しに関する問合せ先

飛騨農業協同組合 総務部経理課

〒506-0001 岐阜県高山市冬頭町1番地1

Tel 0577-36-3888（午前9時～午後5時 土日祝日を除く）

